次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業は、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種の費用の助成に関する事業並びに禁煙治療の費用の助成に関する事業とする。	公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業は、インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業及び禁煙治療の費用の助成に関する事業とする。

その他告示

○農林水産省告示第五百十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の要件に適合する施設の認定支援のうち登録認定機関による施設認定等支援及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るものに限る。）		農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
（削る）		一　輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るもの	
（削る）		二　輸出環境整備緊急対策事業に係るもののうち国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に係るもの	
（略）		（略）	
消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）		消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）	
食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一～四　（略）		一～四　（略）	
（削る）		五　野菜種子安定供給緊急対策事業に係るもの（国内広報事業に係るものを除く。）	